



赤ちゃんが生まれましたら



ご出産おめでとうございます

子育て世帯のご健康を、地域ぐるみで支援します

出生届を出しましょう

お子さまが生まれた日を含めて14日以内(国外で出生した場合は3か月以内)に届出をします。

届出人 父または母

届出地 本籍地、所在地、お子さまの出生地のいずれかの市区町村
羽曳野市に届出する場合は、市民課または支所(夜間・休日は本庁地下守衛室へ)

必要なもの

- 出生届書(医師又は助産師発行の出生証明書が必要です。出生届書の右半分が出生証明書になっています。)
- 母子健康手帳

問 市民課 ☎072-947-3723

出生届と同時に!生まれた日から14日以内

国民健康保険加入の届出 を行いましょ

国民健康保険は、羽曳野市にお住まいで次のいずれかに該当される方などを除き、すべての方が加入しなければなりません。

1. 職場の健康保険の加入者とその健康保険の被扶養者
2. 生活保護を受けている方
3. 後期高齢者医療制度に加入している方
4. 外国籍の方で日本での在留資格が3か月以下の方(医療滞在ビザで入国した人など含む)

届出先 保険年金課

その他

出産育児一時金の請求についてはP20
をご確認ください。

生まれた日から28日以内

新生児訪問依頼票および低体重児出生届を郵送しましょう

送付先 こども家庭支援課

新生児を対象に助産師などが訪問します。第1子は全員に、第2子以降は希望者に実施します。第2子以降のお子さまには、こんにちは赤ちゃん訪問として、保育士が訪問させていただきます。

未熟児養育医療費助成

問 保険年金課 ☎072-947-3603

身体の発育に未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して入院などをしたときの医療費を助成しています。

対象

医師が入院治療を必要と認めた未熟児で、次のいずれにも該当する乳児。

- 健康保険に加入している(ただし生活保護受給者は対象)。
- 羽曳野市内に居住している。

申請に必要なもの

- 対象乳児が加入している健康保険証(資格証明書でも可)

- 養育医療意見書(指定医療機関の医師が作成したもの)
- ※その他の書類が必要な場合があります。

一部自己負担額

世帯の所得に応じて、自己負担があります。子ども医療助成制度と併用できます。※詳しくはお問い合わせください。

児童手当の申請 出産日翌日～15日以内

問 こども政策課(児童支援担当) ☎072-947-3836

児童手当は、生活の安定や子どもたちの成長の手助けをすることを目的とし、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。詳しくはお問い合わせください。

対象となる方

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象	1人あたりの支給額(月)
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降15,000円)
中学生	一律10,000円

※ただし、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として、児童1人につき月額5,000円を支給します(所得上限限度額以上の所得の方は、手当の支給はありません)。

※令和6年10月に制度が改正されます。

- 所得制限の撤廃
- 支給期間の延長
- 多子加算の拡充
- 支給月の変更

詳しくは市ウェブサイトにて随時お知らせします。



子ども医療費助成

問 保険年金課 ☎072-947-3603

18歳到達後最初の年度末までの期間、入院・外来通院の医療費の一部を助成します。

必要なもの

健康保険証(お子さまの氏名が記載されたもの)

一部自己負担額

- 医療機関を受診した際のお支払いは、1医療機関あたり、1日目、2日目最大500円まで自己負担していただき、3日目からは無料になります(同じ医療機関でも入院と外来、歯科と歯科以外は別計算になります)。
- 複数の医療機関を受診した場合、1人あたりの1か月の上限負担額は2,500円になります。

医療費の償還

次のような場合は、償還手続きをしてください。

- 医療証交付前に受診したとき
- 大阪府外で受診したとき
- 治療上必要と認められるコルセット・眼鏡等の費用

赤ちゃんが生まれたら



(以下は広告スペースです)

医療法人 加藤医院

内科・小児科・麻酔科(医師 加藤 治人)



羽曳野市南恵我之荘 2-9-6

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00～12:00	●	●	●	-	●	●	-
17:00～19:00	●	●	●	-	●	-	-

TEL 072-953-5901

駐車場 有